

平成28年3月23日

於・1002会議室（10階）

第1030回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
○無線設備規則の一部を改正する省令案について	
（諮問第7号）	1
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
（1）基幹放送普及計画の一部を変更する告示案等について	
（諮問第8号）	9
（2）周波数割当計画の一部を変更する告示案について	
（諮問第9号）	9
（3）99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上	
基幹放送の業務の認定について（諮問第10号）	29
（4）認定放送持株会社の認定について（諮問第11号）	34
5. 閉 会	41

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するように伝えてください。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

○無線設備規則の一部を改正する省令案について（諮問第7号）

○前田会長 それでは、審議に入ります。

最初に、諮問第7号、無線設備規則の一部を改正する省令案につきまして、寺沢基幹通信課長から説明をお願いいたします。

○寺沢基幹通信課長 基幹通信課長の寺沢でございます。よろしく願いいたします。

本日、400MHz帯の災害対策用の可搬型無線システムについての制度の改正についてご説明させていただきます。

資料の1ページをめくっていただきまして、諮問の概要と改正の概要については、横長でございますけれども、ご説明させていただきます。本日ご説明させていただきます400MHz帯の災害対策用可搬型無線システムでございますけれども、こちらは現在電気通信業務用としてNTTにより災害時に設置される特設公衆電話として有効活用されております。以前、世田谷のケーブル火災のときに有名になったものでございます。そちらに関しましては、東日本大震災以降も地震をはじめ甚大な災害が発生しており、迅速かつ正確な情報収集

の重要性が増しているところでございます。ただ、現行のシステムに関しましてはアナログ式でありまして、かつ、利用形態が電話のみに限られているという問題がございます。したがって、これをデジタル化することによりまして、避難所におけるデータ通信や災害現場からの画像伝送に対応するなど、災害時における通信手段の高度化に向けた取組が必要となっております。

そのため、今回は、そのシステムのデジタル化を実現することにより、まず1つ目としてはデータ通信を可能にすると。もう一つは、狭帯域化、デジタル化することによって使用周波数帯幅を小さくすることによりまして、余りました周波数帯幅に新たに公共用のシステムを導入することを可能にする。そういったことを目的とした制度改正でございます。

改正の概要に関しましては、今申し上げましたとおり、まず1つは電気通信業務用のシステムの高度化、デジタル化のことでございますけれども、これに必要な技術基準を定めるのが1点。

それともう一つは、新たに導入する公共業務用システムに関する必要な技術基準を定めるという内容でございます。

その次のページでございますけれども、そういったシステムを導入するとどうということになるかというのを簡単に絵で説明してございます。2つございまして、絵の左のほうですけれども、こちらが電気通信業務用システムでございますけれども、災害発生時に今申し上げましたとおり、郊外や市街地に設置される特設会場において従来の特設公衆電話による音声通信に加えて、メール等のデータ通信が可能になりますということが1点。それと右側でございますけれども、公共業務用システムでございますけれども、主として市町村が利用するものでございますけれども、災害現場からのリアルタイムの動画や静止画の伝送、孤立化集落や避難所との災害情報等に関するメール等のデータ通信が可能になる。そういったことが今後予想されるようなものでございます。

最初のページに戻っていただきまして、今後の予定でございますけれども、答申を受けた場合は速やかに関係省令を改正予定でございます。

本件に関しましては、既にパブコメを2月17日から3月17日までの間行っておりました。別紙でつけてございますのがその意見の内容と当方の考え方を簡単に整理したものでございます。合計4件出ておまして、大きく分けて2種類ございます。まずはナンバー1とナンバー2でございますけれども、それぞれ東日本電信電話株式会社様と西日本電信電話株式会社様から出ておりますけれども、こちらは本改正案に対する賛同意見としていただいております。

次にページをめくっていただきまして、ソフトバンク株式会社様とWireless City Planning株式会社様からはこちらに関しましては賛同意見というわけではございませんが、中身としましては、400MHz帯、今回対象とする帯域でございますけれども、これがITUによりIMT帯域、いわゆる携帯電話の帯域に指定されている国際標準バンドであることから、移動通信システムとの共用も視野に入れながら実施するよう要望するというものでございます。

我が国においては、当面この帯域についてIMTを導入する予定がないことから、当該ご意見を受けて省令改正案の修正はございません。

以上から内容に反対する意見はございませんので、原案のとおりにさせていただきたいと考えてございます。

以上簡単でございますけれども、私からのご説明にさせていただきます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

○石黒委員 すみません。1つ教えてください。パブコメの中のNTT東日本も西日本も同じことをお願いしている、最後のなお書きのところ、これはどういう要望を彼らはしているのでしょうか。「通信方式につきまして、より明確に

なるようにご検討をお願い致します」という部分だけ趣旨が分からなかったの
で。これは配慮して改正案をつくられたということですか。

○寺沢基幹通信課長 内容については今回明確にしてございますので、この点
についてはご理解をいただくようにしておるところでございます。

○石黒委員 対応済みということですか。

○寺沢基幹通信課長 はい。

○吉田代理 よろしいですか。

○前田会長 どうぞ、お願いします。

○吉田代理 デジタル化によって周波数の有効利用を図ろうというのは非常に
結構な話ではないかと思えます。幾つかお伺いしたいのですけれども、1つ目
はデジタル化によって狭帯域化できて、多分回線数が増えると思うのですが、
その回線数がアナログのときに比べてどれぐらい増えそうなのかというのが1
点目です。

2点目としては、先ほどのご説明ですと、狭帯域化により少し余裕が出来た
ので、その余裕ができたところに公共業務用システムを導入するとおっしゃい
ましたけれども、公共業務用システムを使うときはいいのですが、特段公共業
務用システムが使われないときには、例えばその帯域を使って、音声回線を増
やすといった、ある意味アダプティブといえますか、動的な利用は可能なので
しょうか。そのあたりちょっとお伺いしたいと思えます。

○寺沢基幹通信課長 まず1点目でございますけれども、電通業務用に関しま
しては、音声以外にもメール等できますけれども、使えますけれども、全て音
声で使ったと仮定した場合には、従来が約80回線でございますけれども、
それが約200回線ということで、2.5倍に増加する予定です。

○吉田代理 随分増えるのですね。

○寺沢基幹通信課長 それと2点目でございますけれども、今おっしゃったよ

うに公共用が入らないところについて、電気通信業務用に使うというふうな、今のところはそういう整理にはしてございませんけれども、ただ、回線数としては十分入るのかなというふうには考えてございます。

○吉田代理 現状では電気通信業務用システムと公共業務用システムの帯域幅は固定的に分けられているのですね。

○寺沢基幹通信課長 固定的に、はい、分けようと考えております。

○吉田代理 分かりました。ありがとうございました。

○前田会長 私からも幾つかいいでしょうか。1つ目は基本的には現場での仮設を想定していますね。そうすると、公共用側のところは仮設ではないのですか。それとも、公共用についても災害時対応の公共用という意味合いなのか。それとも、ふだんから使えるような公共用なのか。そういうことではどうでしょうか。

○寺沢基幹通信課長 そういう意味では災害時に使う公共用という意味で、常設するというイメージではございません。

○前田会長 両方とも仮設であると、そういうことですね。

○寺沢基幹通信課長 はい。

○前田会長 それから2つ目は、ご説明の中にもNTTの特設公衆電話といったような表現があったわけですが、NTTさんを想定しているのですね。他の電気通信事業者というのは、これを使うことは基本的にはないということですか。

○寺沢基幹通信課長 はい。現在のところ、NTTさんののみが使っております。今後も一応そういうふうなことを想定してございます。電気通信業務用としてですね。

○前田会長 これは災害等について、そういうことを実施するのは義務になっているのでしたっけ。

○寺沢基幹通信課長 災害対策基本法でそのようになっているかと聞いております。

○前田会長 事業的に見ると収入が全くないわけですね。皆さん、ただで電話するような状態なので。こうしたコストについては、東日本、西日本がそれぞれの地域で負担するということになっているということはユニバーサル料金の中に含まれている、そういうことですかね、これは。

○寺沢基幹通信課長 基本としては……。

○前田会長 特定の者だけに何らかの負担を強いる形にもしなっているとすれば、それを担保するような制度上のものがあるのだろうなと思ったのですが、いやいや、どこで負担しているかというのは今日の趣旨ではありませんので。

○田原電波政策課長 実態上帯域の話ですよ。

○寺沢基幹通信課長 電波法上はN T Tに限定するというふうに制度的になっているわけではございませんで、運用的にそうなっているというところがございます。

○前田会長 さっきの料金云々というのは後でもしわかれば教えていただければ結構です。

○寺沢基幹通信課長 分かりました。

○前田会長 災害時に災害を受けた方々も現在ではほとんど携帯電話をお持ちですね。昔のように特設電話しかその時に通じないという状況が発生する可能性があるのもすごく有効だと思うのですが、皆様が持っている携帯をその時にサポートするというのは非常に難しいということですか。要するに、何を言っているかという、特設電話のかわりに特別回線の多いW i - F iをそのところに持って行って、普通に皆さんが並ばなくても使えるような仕組みというのはあり得るのかどうかと。

○寺沢基幹通信課長 私もちよっとそれは考えたのですけれども、とりあえず当面は電話とメール、SNSのデータ通信も可能と書いてございますけれども、電話とあわせてパソコンを置いて、そこで操作していただくと。高齢者の方とか、そういうのを持ってない方もいらっしゃるでしょうから、そこでそれに代替できるようなものと。いずれWi-Fiということはあるかもしれませんが、当面はパソコンで対応していただくということで、ある程度そこでおっしゃった機能は果たせられるかなとは思いますが。

○前田会長 分かりました。

○松崎委員 よろしいですか。

○前田会長 どうぞ、お願いします。

○松崎委員 公共業務用システムで、現地の動画とかを伝送しますね。それは省庁に伝送するわけなのですが、それを例えばメディア代表のようなところにも送るようなシステムというか、仕組みというか、そういうことは出来ないのでしょうか。各社がヘリコプターを出して災害現場を撮ろうとして、それによる二次被害というか、ヘリコプターがどこかに接触して墜落する事故の記憶があります。メディアが各社、ヘリコプターを飛ばさずに済むように、こうして撮った画像を各メディアに共有させる、そんな道筋がとれる可能性はありますか。

○寺沢基幹通信課長 先生がおっしゃるのは、現地から例えばこの絵でいくと庁舎等まで400MHzを使って送って、それを放送会社さんに配信するというのでしょうか。

○松崎委員 各メディアではなくて、メディア代表委員会みたいなもの1か所に送信するという発想です。そこから各社に流れるというような。

○寺沢基幹通信課長 一旦400MHzを使って送って、それを配信するというのであれば、それはそれで。

○松崎委員　そうですね。でも、それはリアルタイムではなくなりますね。メディアが撮りたいのは、今崩落していますなどのリアルタイムの状況です。今津波がという絵を撮りたくて、無理をして、民間のヘリを近くに飛ばして救助活動の邪魔をすとか、もしくは自分たちで事故を起こして墜落するとかというケースがありました。宮内庁では代表取材をさせて、それを各社に配信することをしています。それと同じように、メディア代表者にリアルタイムで災害現場の映像を提供する仕組みができれば、無駄も危険も省けるのではないかと思いますので。

○田原電波政策課長　別の仕組みになりますけれども、災害時の情報共有という取組はいろいろ行われて、ただ、リアルタイムまでいくかということ、なかなかそうはいかず、また、映像までいつているかということ、自治体が発する情報をメディアとシェアするというようなのを効率的にやろうという枠組みですとか、仕組みというのはいろいろ取り組まれています。先生ご指摘のような映像まで含めてというのは回線が段々リッチになってきていますので、そういうのもいずれ出てくるのかなと思いますけれども、現時点、なかなかリアルタイムまでは、災害時は現場が結構てんやわんやになりますので。それがどこまでできるのかというのはまだいろいろ課題があるかと思いますが。

○松崎委員　平常時にその仕組みというか、ルール作りのような事ができるようならばお願いしたいと思います。

○寺沢基幹通信課長　分かりました。

○前田会長　それでは、これ自体はさらに高度化して使いやすくなる、機能がアップするということですので、特に問題はないのではないかと思いますけれども、この第7号について、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行ってはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 よろしいようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(田原電波政策課長以外の総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案等について（諮問第8号）

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第9号）

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第8号、基幹放送普及計画の一部を変更する告示案等について及び諮問第9号、周波数割当計画の一部を変更する告示案につきまして、鈴木衛星・地域放送課長、久恒放送技術課長及び田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○鈴木衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課の鈴木でございます。よろしくをお願いいたします。

まず諮問第8号につきまして順にご説明をさせていただきたいと思っております。こちらは、4K・8Kの関係でございます。4K・8Kは視聴者の高精細な視聴ニーズに応えるとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、受信機の買換えの機会を成長戦略につなげていくということを目指して取り組んでいるところでございます。2月には今年から始まりまず4K・8Kの試験放送のご審議をいただいたところでございます。本日は2

018年実用放送の制度整備の一環として基幹放送普及計画の一部を変更する告示案等についてご審議をお願いしたいと存じます。

まず、この諮問第8号説明資料1の経緯等のところでございます。4K・8K推進のためのロードマップにおきまして、BS等の4K・8K実用放送については2018年の放送開始を目標としております。本件は基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の変更を行うものでございます。

2の改正の概要についてでございますが、1つ目として先ほど申し上げました基幹放送普及計画の変更について1ページに記載がございまして、続いて2ページの下の方で2として基幹放送用周波数使用計画の変更について記載してございます。

まず基幹放送普及計画の変更について、お手元の資料の4ページ以降の資料によってご説明をさせていただきたいと思っております。5ページは4K・8K推進のためのロードマップ、昨年2015年7月に策定したものでございます。左から2014年、15年というふうに年限が流れておりますが、2015年は一般放送における衛星では124/128度CS、ケーブルテレビ、それからIPTV等で4Kの実用放送を開始しております。そして、先月のこの審議会でご審議いただきまして、今年2016年に4K・8Kの試験放送がBS17チャンネルで開始される予定となっております。今回の制度整備は赤の点線の枠内でございまして、2017年に110度CS左旋で4K試験放送が始まること、2018年にBS右旋で4K実用放送、BS17チャンネルを含め2トラポンを目指すということ、それから、BS左旋での4K・8K実用放送、110度CS左旋での4K実用放送についての制度整備でございます。その後、ロードマップにおきましては2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会で数多くの中継が4K・8Kで放送され、全国各地におけるパブリックビューイングにより感動が会場のみでなく全国で共有されていること等を2

020年の目指す姿としております。そして、2025年頃のイメージとして、4K及び8K実用放送のための伝送路として位置づけられたBS左旋、110度CS左旋において多様な実用放送の実現、そして右旋の受信環境と同程度に左旋の受信環境の整備が進捗ということはこのロードマップでは掲げているところでございます。

続いて6ページをご覧くださいと思います。6ページは、今回の4K・8K実用放送に関する制度整備のスケジュールでございます。左側の紫がハードの制度整備スケジュール、右側がソフトのスケジュールでございます。まず左側の紫の方、2016年初頭ということで、今回赤の点線の中に囲ってございますハードの制度整備、これが今回の制度整備でございます。この制度整備を受けまして、今年の春、ハードの公募・申請、そして夏の終わりごろにはハードの免許というスケジュールでございます。右側のソフトのほうでは春から夏にかけてソフトの制度整備を行い、秋にソフトの公募・申請、そして、右側の下のほうでございますが、2017年初頭にはソフトの認定を行うというスケジュールになってございます。

ソフトの認定から放送開始までには放送事業者におきまして放送設備の設備投資や運用訓練などを行う必要がございますので、それを2017年初頭から準備を行いまして、2018年には4K・8Kの実用放送開始を予定してございます。

続いて7ページをご覧くださいと思います。先ほどBS右旋、左旋と出てまいりましたけれども、BSとCSの放送用の周波数について現行では黒の線でございますけれども、右回りの偏波方式である右旋円偏波を使用しております。これに対しまして、新たな伝送路として赤の点線でございます左回りの偏波方式である左旋円偏波を用いますと、同じ周波数で2つの電波を区別できますので、同一の周波数で倍のチャンネルがとれるということになります。こ

れによって大幅なチャンネル増が実現できます。

左上のほうにございますけれども、この左旋円偏波が使えますのは、左旋の対応衛星として110度CSでは2017年、BSでは2018年から使用できることを想定してございます。このように左旋は大幅なチャンネル増が実現できますが、ただし、アンテナのところでございますが、従来のアンテナは右旋に対応したアンテナでございますので、新たに左旋対応のアンテナに取り替える必要がございますし、受信機についても左旋の対応の受信機が必要になります。下のほうのトランスポンダの配列図でございます。上側の黒い部分が右旋、下の赤い部分が新たに活用できる左旋になります。上側の右旋のほうは全てのトラポンが埋まっております、このBSの17チャンネルは今年から4K・8K試験放送に使用するトラポンでございます。このトラポンと赤いほうの左旋のトラポンを活用しまして、4K・8Kの実用放送を行っていくというものでございます。

続いて8ページをご覧くださいと思います。基幹放送普及計画の改正案の概要についてでございます。まず4K・8K放送の伝送路に関する考え方としましては、現行の高精細度テレビジョン放送、HDと標準テレビジョン（SD）放送については右旋円偏波、それから4K・8K放送については左旋円偏波を使用することを基本とするということを記載してございます。その下の※印のところがございますように、ただし、右旋円偏波で行う4K実用放送は、現行の視聴環境を踏まえて、立ち上がり期に4K・8K放送の普及促進を図るための措置と位置づけてございます。

その下の4K・8K放送のチャンネル数の目標といたしまして、NHKにつきましては、放送系により放送することのできる番組の数の目標のところがございますとおり、2と掲げてございます。この2の意味は右側のほうの点線の枠内でございますが、BS右旋におきまして4K放送1チャンネル、BS左旋

におきまして8 K放送1チャンネル、合わせて2という数の目標を置いております。

その下の民間基幹放送事業者につきましては4 K・8 Kについて全国で18程度ということで数の目標を定めております。ここに※印でございますが、帯域再編がなされる場合には21程度としてございます。帯域再編については後ほどご説明させていただきます。18程度の内訳でございますが、右の点線の四角の中でございます。BS右旋については4 K放送2チャンネル、帯域再編がなされる場合は5チャンネルです。BS左旋は6チャンネル、110度CS左旋は10チャンネルということでございますので、2足す6足す10で18チャンネルになります。18程度ということでございます。そして、帯域再編の場合には5足す6足す10になりまして、21程度ということになります。

帯域再編につきましては1ページ飛んでいただきまして、10ページをご覧くださいと思います。帯域再編のイメージ図でございます。現在のハイビジョン2 K番組は、現行のトランスポンダを使用してそれぞれ放送が行われておりますが、認定を受けたときから比べて、エンコーダの性能向上等によりまして、現在の帯域を少し削減いたしましても2 Kの放送を続けることが可能な場合がございます。そういった番組につきましては自主的に現在の帯域の一部を返上し、削減することによりまして、既存の2 K番組もトランスポンダを組みかえて集約して、2 K番組の放送も維持しつつ、自主的に削減した部分を集約しまして、その空いたスロットを1トランスポンダに集約することで新たに4 K・8 Kの実用放送に使用するという考え方でございます。この自主的な削減によりまして1トランスポンダ分集約できました場合には、今年から始まる試験放送で行うBS17チャンネルと合わせまして右旋で2トランスポンダを使用できるという形になるものでございます。

1ページお戻りいただきまして、9ページをご覧くださいと思います。

続きまして基幹放送普及計画の改正案の概要の部分で、NHKのBSによる4K・8K放送の取組といたしまして、ここの赤書きになっております左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境の整備に関することということで、NHKにつきまして、左旋の開拓における先導的な役割を記載してございます。その下に書いてございます以下の2点は現行のHD放送と共通でございます。

その次にNHKのチャンネル数の見直しについて。左旋円偏波の受信環境が一定程度整備され、左旋の4K・8K放送が普及した段階で、NHKのBSの放送番組の数を検討するとしてございます。その下の※印のところでございます、現在、NHKは、BS右旋でBS1とBSプレミアムの2チャンネルを放送しております。4K・8K実用放送開始後はこの2チャンネルに加えて新たに2チャンネル放送することになりますので、4チャンネルの放送となります。これは普及の立ち上げ期に2チャンネル追加して普及を推進するというところでございますので、普及した段階でのNHKの番組数の見直しについて定めたものでございます。

その他といたしまして、110度CSによる超高精細テレビジョン放送の試験放送の実施を明記してございます。

基幹放送普及計画の改正案の概要は以上でございます、続いてパブコメの結果について、22ページからでございます。今回、この基幹放送普及計画の案につきまして、意見募集を今年1月30日から2月29日まで行いました。意見提出者として、NHK、次世代放送推進フォーラム、民放連等、ここに記載の23者の方々から意見の提出があったものでございます。

具体的な内容としては、続いて23ページをご覧いただきたいと思います。意見募集の結果、主な意見と総務省の考え方でございます。基幹放送普及計画について、一番上のところでございますが、衛星基幹放送において超高精細度

テレビジョン放送の実用放送を実現可能にするための妥当な制度整備であると考えるというご意見。こちらのご意見は、この下にございます合計で20者の方からこのようなご意見をいただいております。総務省としては、これを賛成意見として承るという対応をしております。

それから、そこから下のところ、2つ目はNHKに関し、保有チャンネル数を見直す旨が規定されたとおり、適切な時期に保有チャンネル数の削減について十分な検討が行われるべき等のご意見のほか、この下から次のページの真ん中あたりまで様々なご意見がございますが、これらの意見については今後の参考意見として承ることとしてございます。

基幹放送普及計画の説明について、私からは以上でございます。

○久恒放送技術課長 引き続きまして、15ページまでお戻りいただきたいと思っております。基幹放送普及計画の関連で、今度は周波数の使用計画の関連についてのご説明をさせていただきます。放送技術課の久恒でございます。

16ページをお願いします。周波数使用計画の改正の概要についてご説明いたします。BS左旋、それからCSの左旋につきましてはトランスポンダ、使用できるものが具体的にたくさん増えるわけでございますが、その中の一部について、今回開放することを考えてございます。BSの左旋につきましては11のチャンネルのうち3つのチャンネルということで、番号としましては、8、12、14を当初のチャンネルとして選定してございます。CSの左旋につきましては5つのチャンネルということで、9、11、19、21、23のチャンネルとしてございます。その下に今回追加するチャンネルにつきましてはということで、注意書きを記載することを検討してございます。○○というチャンネル数を書き加えますが、○の周波数を使用する場合にあつては当該周波数に係る中間周波数によりまして、有害な混信が発生したときには特別の措置を講ずることができるという旨を使用計画の中に付したいというふうに考えてご

ございます。

この理由については今からご説明いたします。次の17ページをお願いいたします。先ほど7ページのほうに周波数の配列、既に記させていただいてございますが、一番低いBSの周波数は11.71023GHzからはじまり、CSの一番高い周波数は12.74825GHzでございます。これらの周波数につきましては、屋根の上のアンテナで変換されまして、下の図、中間周波数というふうに変換されますけれども、左側の青いBSの右旋、一番低い周波数でいきますと1.03223GHzから、今度はCSの右旋ということで水色の薄い色になりますけれども、CSの右旋が続きます。一番高い右旋でいきますと2.07025GHzになります。その続きでBSの左旋が続きまして、下の茶色のところですが、2、4、6という番号が続きまして、緑色の今度はCSの左旋、3.223GHzという配列になります。

具体的には1ページ飛びまして、19ページ、ちょっとご覧いただきたいと思えます。屋根の上にはUHFのアンテナとか、一部ではVHFのアンテナも残ってございますが、パラボラアンテナによって衛星放送を受信していただくことを考えてございますが、オレンジ色の四角になりますけれども、通常ですとブースターで電波が増幅され、屋根の上で分配器がございまして、そこから屋内に入って、さらに分配器を通過して各部屋のテレビを繋げる壁面端子まで来ます。これを通じまして、テレビの4K・8Kテレビの中に接続されるという形態でございます。ここの19ページには漏洩の形態と書いてございますけれども、過去BSの新チャンネルとして1.5GHz帯の中間周波数を開放したときですけれども、同軸ケーブルが粗悪であったり、コネクタに緩みがあったりした場合にはこの1.5GHz帯で使用していた既存の受信機、無線機に対して妨害が発生したということがございました。これらについてもちょっと懸念がございますので、もちろんブースターについては、先ほど申し上げたとおり、

帯域が広がったため3.2GHz対応のブースターに取り替えていただくとか、対応した分配器に取り替えるよう対応していただくとかいう措置を適切にとつていただき、適切な工事をしていただければ漏洩は発生しないというふうに考えてございますが、16ページの下の方でございますが、仮に有害な混信が発生したときには特別な措置を講ずるということを記載するということを計画してございます。

18ページでございますが、BS左旋で開放するチャンネルにつきましては、先ほど8、12、14番目のチャンネルと申し上げましたけれども、8番については既存の無線局としては放送事業者が使うFPUということで、フィールド・ピックアップ・ユニットとの周波数の共用がございます。さらに12、14につきましてはアマチュア、ISMバンドとあって、医療分野、それから小電力無線ということで、無線LAN、Wi-Fiなどで使われている周波数と重なるということでございます。

適切に工事をすれば漏洩問題は発生しませんが、仮にですが、例えばISMバンドとして電子レンジで漏洩があった場合には、電子レンジのスイッチを入れると4Kのテレビの画像が乱れるということになりますので、そのときには電波の漏洩が起きないように工事をしていただくということを考えてございます。

パブコメの概要についてもおさらいさせていただきます。24ページをお願いいたします。下の段でございますが、基幹放送用周波数の使用計画につきましては3点ほどご意見を電気通信事業者3者及び放送事業者さんからいただいております。まず上の段でございましてけれども、電気通信事業者3者からいただいたものですが、BWAという周波数と重複する高いほうの18、20、22チャンネルを使用する場合には、計画に追加するに当たっては、混信の実態調査とか、それから、BWA、既存の無線局への影響等を十分に調査してい

ただいた上で対応するよう要望いたしますというご意見をいただきました。それに対する総務省の考え方ですが、ご指摘を踏まえ、追加する場合には影響の確認を行った上で進めるとともに、中間周波数の漏洩を抑制するためのガイドライン等の作成及び周知広報に努めるということに記載させていただいてございます。

第2点目、先ほど申し上げました注書きのところですが、特別の措置の具体的対処方法についてご教示いただきたいというご意見がございました。これに対しましては、特別の措置につきましては、他の技術的手段ではほかの無線局の運用を阻害するような混信を回避することができない場合には、チャンネルの変更措置や有害な混信を起こさないレベルでの空中線電力の低下措置を含めまして、あらゆる技術的措置を検討することを想定しているというものでございます。

さらに最後でございますけれども、ロードマップに示されている2020年の目指す姿どおりに4K・8K放送を実現するためには左旋の周波数の最大活用が不可欠なので、行政及び関係者による環境整備の推進が必要だということをご要望するというご意見をいただいております。これに対しましては使用する周波数の拡大につきましては重複するシステムとの共用の調査をしっかりと行いまして、試験電波の発射等により影響の確認を行った上で進めることとしますというふうに回答を考えてございます。

以上、ご説明です。

○田原電波政策課長 あわせて諮問第9号についてご説明させていただきます。電波政策課の田原でございます。

諮問第9号でございますけれども、本件4K・8Kの左旋の放送の導入に伴う周波数割当計画の変更というものでございます。ただいまご説明がありましてとおり、左旋の円偏波によって4K及び8KのBS放送を開始するというこ

とでございまして、そこに関する周波数表を変更するというものでございまして、諮問第9号の説明資料に参考資料としてつけてございましてパワーポイントの横の表をご覧いただければと思います。別表1-2というところに放送衛星業務の周波数表というものがございまして、変更前、左側、現在でございましてけれども、チャンネル番号1から23とありまして、右旋偏波という形で、現在の右旋のチャンネルが振ってございまして。その下の2というところにあわせて衛星に番組を送る、フィーダーリンクと申しますが、17GHz帯、こちらについても同じように右旋偏波のものを指定してございまして。こちらについて、左旋円偏波という形で左旋を使えるようにということで、それを2から22のチャンネルを追加するというものでございまして。

伴いまして、表現を右旋偏波から右旋円偏波と変えてございましてけれども、内容については一緒でございまして。ほかの現在の基幹放送普及計画等の表現に合わせて今回修正するというものでございまして。

あわせて左側の一番下の2の下に米印があつて、これらの一部周波数に国際調整が必要な場合があるという注釈がございしましたが、こちらはかつて無線通信規則、一部チャンネルにデジタル化の際にそういう制約がかかっていたということで書いてございましてけれども、現在この規定がないということですので、これをあわせて今回の変更に伴いまして削除するというので、注釈部分をとってございまして。

本件に関しましてもパブリックコメントを1月末から2月末まで行っておりますけれども、周波数割当計画に関する意見の提出は特段ございませんでした。

本件につきましても本日答申をいただきましたら、速やかに周波数割当計画は告示になりますが、変更いたしまして、施行することを予定しております。

以上でございまして。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第8号及び第9号につきまして、それぞれご質問、ご意見、ありますでしょうか。お願いします。

○吉田代理 よろしいでしょうか。4K・8Kの放送につきましては、それなりのニーズがあるということで、その実用化に向けてこういう制度を整備していくことは、基本的に結構なことではないかと考えておりますが、先ほどの資料でいいますと、5ページのところでコメントと言いますか要望を述べさせていただきますと思います。すなわち、5ページの、先ほどご説明いただいたところではなくて、一番下の緑の枠の中の注意書きのところですが、新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対してはそうした機器の買換えなどの負担を強いることは避ける必要がありますと書かれておりまして、この点は非常に重要な点かなと思っております。

先ほど来、説明を伺っておりますと、2018年からの4Kの実用放送を実際に消費者の方が受信しよういたしますと、まずアンテナ系を左旋対応に換えないといけない。それから、ブースターをはじめとして、宅内へ引き込むところも新しいものに換えないといけない。先ほど中間周波数が2GHzから3GHzまでになるということをお伺いしたので、そうすると、当然減衰量も大きくなりますから、ケーブルを換える必要が場合によっては生ずるかもしれませんし、受像機も当然換えないといけないということでしたので、消費者の方にとっては相当大きな投資が必要になるのかなと考えております。そうしますと、その投資で得られるメリットがどれだけあるのか。4Kのコンテンツがどうなるかにも依存するかと思うのですけれども、2K放送から4K放送に変わることによって、消費者の方がどれだけ4Kに対してメリットを感じてもらえるか。投資額と実際にそれによって得られるメリットの関係について、できるだけ分かりやすく消費者の方に周知啓発していく必要があるのかなと感じましたので、私自身もそのあたり明確には整理できていないのですけれども、消費

者の方に混乱が起こらないように、十分留意してすすめていただければと思います。

それからもう1点ですけれども、今後4Kや8Kの実用化がすすみますと番組数が非常にたくさんになってきます。例えばNHKだけでも、今、地上波で、Eテレも含めて2チャンネルありまして、そこへBSの2Kが2チャンネルあって、今後さらに4Kが1チャンネルと8K対応が1チャンネルで、NHKだけで6チャンネルになるのでしょうか。そうしますと、民間放送も入れますと、膨大なコンテンツが流されることになります。このような状況を考えますと、先月、松崎委員のほうからもありましたけれども、録画して、好きなときに視聴するとか、あるいはオンデマンドで視聴したりとか、そういうニーズが結構今まで以上に強くなるのかなと思ひまして、そういうことについて、何かご配慮していただけるようになるとうありがたいのかなと感じたものですから、コメントさせていただきます。

以上です。

○前田会長 何かありますか。

○鈴木衛星・地域放送課長 吉田先生から今御指摘のございました、消費者の混乱が起きないようなわかりやすい周知啓発が必要ということについては、しっかりとこれから対応していきたいと考えてございます。

それから2点目の番組数、先ほど左旋のほう、トラポン数が最終的には倍増するというところで、チャンネル数が非常に多くなるということでございます。そういった新たなチャンネルのところで多様な番組が放送されるよう、そして、視聴者のニーズに応えた魅力的な番組が放送されるよう期待しているところでございます。特に最近の技術の進歩でさまざまなニーズに応えることができるようになっていきますので、例えばスマートテレビと連動した4K放送ですとか、ネット配信との連動など、さまざまな形で視聴者のニーズは多様になっていま

すので、これまでのテレビ放送だけでなく、新しい形でのテレビ放送のサービスが提供されることも期待しているところでございます。

○吉田代理 ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○石黒委員 4K・8Kのロードマップ、非常に立派なものできていて、このとおり進むといいなと思ったのですが、今は右旋対応のテレビというか、受信機、アンテナしか皆さん持ってない中で、2020年に目指す姿を実現するとなると、こういった省庁を中心にした制度整備というのはもちろん土台になりますが、消費者の側としては買換えが必要になるというのを、私も全然知りませんでした。そういうことを20年に向けてはもう少し宣伝していかなきゃいけないのかなと思います。私のように買換えが必要な事を知らない人が多分普通ですので、啓蒙活動というか、もっと周知を図ることが必要かなと思いました。そのときに吉田先生がおっしゃったように、お金がかかりますので、メリットは何なのかというのをもう少しちゃんと打ち出さないと、わざわざお金を出してまで買換えないというのが素朴な消費者の感覚かなという気がするので、そこはうまく整理してPRするのが重要と思います。

あと質問を1つですけれども、普及に当たっては政府として何か補助金を出すとか、そういったことで普及を図るといのは計画の中にあるのでしょうか。

○鈴木衛星・地域放送課長 4K・8Kの取組を推進していくためにこれまでも、国、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、通信事業者、メーカーといった関係者の共通の目標としてロードマップをつくり取組を進めているところでございまして、例えばこれまでも試験放送が既に一般放送のところでは始まっておりますし、BSでも今年から試験放送、それから実用放送という段階に入っておりますけれども、この4K・8Kの技術基準を作るに当たっての技術実証、研究開発のための国の支援ですとか、あるいはこの実用放送をしていくた

めにまだまだ技術の部分で技術的な実証をしなければいけない部分がございますので、そういう研究開発、技術基準作り、それから技術実証のための支援というのはこれまでも予算措置を講じておりまして、行っているところでございます。今後、実用放送の段階になりますので、その中でどういった支援ができるのか、あるいは必要なのかということは、今後この2018年の実用放送開始に向けて検討を進めていきたいと思っております。

それから、重ねて消費者の方々への正確な周知ということを石黒先生からもご指摘いただきましたので、私どもとしても改めて今後しっかりと対応を考えていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○石黒委員 お願いします。ありがとうございます。

○前田会長 どうぞ、お願いします。

○松崎委員 2020年の目指す数値目標のようなものはあるのですか。何万世帯が購入して視聴できるようになっていることが望ましいというような数値目標ですが、今後の4年間に消費税増税などのマイナス要素があるので、もし一定の数値目標があったとしたら、到達が不可能なのではないかと思っております。

○鈴木衛星・地域放送課長 放送事業者、メーカー等の関係者で策定したロードマップの中では、2020年の目指す姿としては、定性的な姿を目標として定めているところです。これに合わせまして、シンクタンクに推計していただきまして、目標ではないのですが、今後の4K対応テレビの普及の推計を行いました。その中では2020年には全世帯の約半分、50%に4Kテレビが普及し、単年度で見ますと、2020年のテレビの出荷のうちの70%が4Kテレビの出荷になっているというような推計が行われておりますが、これはあくまでも昨年時点での推計であり、それを目標として掲げているという位置付けではございませんでした。

以上です。

○松崎委員 ありがとうございます。

○前田会長 私のほうから細かい質問ですけれども、1つは、既存の2Kを放送しているBSのスロット数がエンコーダの性能アップで少し少なく、24が16ぐらいになるというようなイメージだと思えますけれども、そうしたときにここに自主的に削減というふうに書いてあって、なかなか自主的に削減するものだろうかという思いがあったのですが、後ろのパブコメを見ると、特に反対意見がないので、これは削減することになるかもしれない当事者である放送事業者としてはそう難しいことではなく、当然だというふうに理解していると捉えていいわけですか。

○鈴木衛星・地域放送課長 制度的に申し上げますと、今回のこの計画では仮に自主的な削減をそれぞれが行って、2Kと4Kは同じトランスポンダに混ぜられないので、4K分として自主的に削減を行った分を集約して、1トランスポンダ分が集まれば2トランスポンダで4Kを右旋で行いますということで、仮に自主的に削減する事業者の希望がなければ、BS17チャンネルだけの1トランスポンダで4Kの実用放送を右旋では行いますということで、この制度におきましては、どちらに比重を置くことなく、帯域再編が起きる場合と起きない場合、中立的に規定してございますので、必ずしも現段階で自主的に返上する事業者が意思を固めたとか、決まっていて、確実に帯域再編が起きるといような制度の設計にはなっていないというところでございます。

今後、先ほどの資料で申し上げますと、6ページのところでございますが、これが制度整備のスケジュールでございますけれども、右側の橙色の、ソフトの公募申請というのが今年の秋に予定してございます。この秋のソフトの申請のときに4Kの実用放送の申請を行い、そのときに併せて、自主的に返上しますという申請があって、それを集約して1トランスポンダ分になれば帯域再編が起きまして、それがなければ帯域再編なしということになりますので、実際

に帯域再編があるかないかが固まってくるのは今年の秋の段階になるというようなスケジュールになってございます。

○前田会長 それからもう1点、全く細かいのですけれども、18ページで周波数は既存の割当てがどこも全部あるわけですがけれども、これらについては基本的には回避できるということで考えているということですね。混信が発生しないような仕組みをあらかじめ何らかの形で徹底するというか。

○久恒放送技術課長 先ほどの、その次の19ページでございますけれども、BSの左旋の電波が衛星からおりてきましても、まず、パラボラアンテナを左旋用のパラボラアンテナに交換していただかない限りは宅内に電波が届かない。こここの入り口から交換が必要になってございますので、それぞれの機器を適切に購入していただいて、適切に工事していただければ、まずは混信は発生しないというふうに考えてございます。ただ、万が一にもということですので、もちろんそういう工事も適切にやっていただきたいということを関係者に働きかけるなど、しっかり広報は努めてまいりたいというふうに思っております。

○前田会長 ここは基本的には視聴者側の対応なわけですがけれども、例えば8チャンネル、FPUなんかは放送事業者がマラソンの中継があつて、やっているとときに軒並みそこらのパラボラのところに当たっちゃつてという、そういう話はないのですか。

○久恒放送技術課長 それがあり得ないとは断言はできませんので、もちろんそういう、例えばマラソン中継の場合ですと前の週からそのコースで車が走って走行テストをしながら受信環境を確認するという方法がございますが、その中で仮に漏れていた場合には、その家を、アパートを特定し、工事、対策ということを求めていくということになります。

○前田会長 分かりました。

それから、これは感想ですがけれども、先ほどのような電波漏洩のための対策

を含めて、もろもろの投資を視聴者側がしなきゃいけないとなると、基本的には衛星放送の普及を阻害することにはなるのですけれども、一方ではケーブルテレビとか、IP放送とかのほうにむしろ段々シフトしていくことを結果的に促進するということになるのですかね。

○今林情報流通行政局長 既に半数の世帯ではケーブルテレビ経由で放送をご覧いただいて、地上放送のデジタル化のときにはその関係で大変ご苦勞もいただいたわけですが、今会長がおっしゃったように、アンテナを一々立てるのが面倒だとおっしゃる方々はこの機会にと考える方もおいでになるかもしれません。他方で、デジタル化と違いまして、期限を切って、強制的に周波数移行を図る、あるいは視聴者の皆様に2011年7月24日で見えなくなりますよというようなものではございませんので、いわばモアチャンネル、付加的に楽しみが増えるという性格のものでございますので、そういう意味では視聴者の方々にご選択をいただくということになります。そういう意味でも吉田先生と石黒先生からご指摘のありましたように、私ども、まだそこまで手がついていませんけれども、関係する事業者で集まるだけじゃなくて、視聴者の皆様を代表するような方々、あるいは販売店とか、そういった方々の皆様にも入っていただいて、視聴者の皆様に正しい情報を選んでいただけるような方法、あるいは周知の仕方とかも検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。

○前田会長 よろしくお願いたします。

どうぞ、お願いします。

○林委員 一つ教えていただきたいのですけれども、諮問第8号説明資料の9ページのところで2つ赤字で強調されている箇所があって、一方では、「NHKのBSによる4K・8K放送の取組」の項において、「左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境の整備に配慮すること」とあり、4K・8K

放送普及におけるNHKの先導的役割に期待を示す記述がございます。他方で、後段の「NHKのチャンネル数の見直し」の項では、「4K・8K放送が普及した段階で、NHKのBSの放送番組の数を検討する」とあり、NHKの業務範囲の適正規模に配慮した記述がうかがえます。このように、一見すると矛盾しているかのような方向性が垣間見えるのですが、これは忖度するに、協会による公共放送と民間放送事業者による民間放送との間の二元体制のバランス確保と、その維持に配慮した記述というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○鈴木衛星・地域放送課長 まさにおっしゃるとおりでございます。4K・8Kという新しい放送を推進していくに当たっては公共放送であるNHKの先導的役割ということは重要ですので、これまでBS1とBSプレミアム、衛星については2チャンネルでやっていたところを4K・8K放送普及の立ち上がり期ということで、さらに加えて2チャンネルでNHKには放送をしていただくということでございますが、これが普及した段階になりますと、NHKが4チャンネルで衛星放送を普及の立ち上がり期の推進だけではなく、恒常的に4チャンネルの体制で行うのかという議論が出てくることになりますので、その時点でNHKの番組の数をどうするかということは、その時点で見直しを図るということをごに規定しているというところでございます。まさに林先生がおっしゃったとおりでございます。ありがとうございます。

○前田会長 どうぞ。

○吉田代理 1つだけ、用語についてお尋ねしたいのですけれども、8ページの下の方の4K・8K放送のチャンネル数の目標のところですが、この中に記載されている放送番組の数の目標を見ますと、2とか18程度と書かれています。一方、その右横には、伝送路ごとのチャンネル数が書かれていて、チャンネル数を足し算したものが、番組の数の目標値になっているため、チャンネル数イコール番組数というふうに読めるのですけれども、番組の数と

言う場合の番組はチャンネルと全く同じなのでしょうか。

○鈴木衛星・地域放送課長 世間一般でチャンネルとは言っておりますが、基幹放送普及計画では番組という用語を使用していますので、世間で言うチャンネル数と普及計画の、番組数は同じでございます。それで、大変申しわけございませんが、8ページの右側の伝送路ごとのチャンネル数と言っているチャンネル数はむしろ基幹放送普及計画では番組数のことでございますので、ここで言っているのは、4K放送、1チャンネルと書いておりますが、普及計画では1番組ということでございます。なので、ここは制度上の番組数について言っております。また、世間で言うチャンネルと制度上のチャンネルも意味が違っておまして、BS17チャンネルなどという言い方をしているトランスポンダについて、1トランスポンダ、1つ分をチャンネルと言っておまして、それは番組とは違う考え方で、複数の番組が集まって1つのトランスポンダになって、トランスポンダをチャンネルと呼んでおります。基幹放送普及計画の中では世間で言っているチャンネル数がここで言う番組の数の番組数になっております。

○吉田代理 じゃ、1つのチャンネルの中に複数の番組チャンネルといえますか、ストリームがあるという理解でよろしいのでしょうか。

○鈴木衛星・地域放送課長 はい。世の中ではなく、この基幹放送普及計画ではBSのトランスポンダで1チャンネルとか、3チャンネルとか、5チャンネルというトランスポンダごとのチャンネルという名前をつけておまして、その中に複数の番組があります。その複数の番組ごとに放送を行っていますので、この番組のことを世の中では何々チャンネルと、チャンネルと呼んで、世間一般での言い方と制度上の用語がずれているためちょっと紛らわしいのですが、そのようになってございます。

○吉田代理 一般消費者から見ますと、番組と言われると例えば7時から9時

までといったある特定の番組を連想してしまいます。この世界では用語が消費者の世界とかなり違っているわけですね。

○鈴木衛星・地域放送課長 はい。法令上の用語になっていますので、消費者の方々への普及、周知のときには、そういった用語の使い方も十分に気をつけるようにしたいと思います。まさにご指摘のとおりで、ありがとうございます。

○吉田代理 よろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、特にご異論もないようですので、諮問第8号及び第9号につきまして、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続の上、事務局から総務大臣宛て提出してください。

(田原電波政策課長退室)

(3) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の業務の認定について(諮問第10号)

○前田会長 それでは、次に諮問第10号、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の業務の認定につきまして、藤野地上放送課長から説明をお願いいたします。

○藤野地上放送課長 地上放送課の藤野でございます。

お手元の資料諮問第10号のご説明資料に沿ってご説明させていただきたいと思っております。これまでの経緯とありますが、一番下側でございます、中日本マ

ルチメディア放送株式会社からV-Lowマルチメディア放送のサービスを行いたいということで申請があったものでございます。

関東・甲信越広域圏、それから、近畿広域圏、そして、九州・沖縄広域圏、これはこれまでいろいろ手続について諮問させていただきましたけれども、無事3月1日をもってサービスが開始されたところでございます。今回はサービスが開始されたエリア外で、東海・北陸広域圏、インフラにつきましては先月諮問させていただきましたご答申をいただきましたけれども、今回、いわゆる放送事業者から申請があったというものでございます。

放送事業者は、中日本マルチメディア放送株式会社といます。これまでのインフラ会社、それから、放送事業者のグループ内の会社でございまして、出資者については、B I C株式会社をはじめとした方々という形になってございます。

放送のイメージでございます。基本的にこれまでの関東・甲信越広域圏、近畿広域圏、あるいは九州・沖縄広域圏と同様でございます。音楽、映像等、それぞれをChannel-Low、それからChannel-Vというふうに分けておりまして、その中でさまざまなコンテンツ事業者からの番組の提供を受けたり、あるいは自前での番組を確保して提供することとなっております。

このほか、安心・安全情報サービスとあって、緊急時には市町村、あるいは都道府県からの防災安全情報が割り込む形で優先して放送するという形になってございまして、これもほかのエリアと同様でございます。

今回の審査にかかるものでございますが、中日本マルチメディア放送の収支計画については、まず、コンテンツを提供する株式会社アマネク・テレマティクスデザイン、あるいは東京スマートキャスト株式会社等からの支払いを受けるものでございまして、これが売上げになるわけでございます。

それから、主な費用でございますが、放送費として、自分での番組制作等の

費用、それから、放送委託費として、インフラの提供事業者である株式会社VIPに対して払う料金でございます。基本的に、エリアのカバーに従ってだんだん支払いが増えていくというふうなことになるってございます。

審査の結果でございます。基幹放送設備の確保可能性については、既にインフラの事業者である株式会社VIPのほうで準備を進めておりますので、これは適と。ほかに経理的基礎については、先ほどの収支計画でございますが、適。あるいは技術的能力、技術基準への適合性等について審査し、その結果は認定して適当なのではないかということでございます。

周波数でございますが、これまでの3エリアと違いまして、低いほうですね。互い違いに黄色と緑で、日本地図で示しておりますが、今回は黄色のほうでサービスを行う初めての事業者ということになるわけでございます。

それから、主な受信端末については、これまでもご紹介させていただきましたが、新しいデジタル防災ラジオということでシチズン時計株式会社が出資しているリズム時計工業株式会社が開発していると聞いてございます。ペットボトルのサイズになっておりまして、車のペットボトルホルダーに入れてそのまま運べるというような形でございます。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。

○林委員 すみません。

○前田会長 はい、お願いします。

○林委員 また教えていただきたいことですが、V-Lowマルチメディア放送の事業計画の審査についてです。ご高承のように、V-Highの携帯端末向けマルチメディア放送のほうは、結局、基幹放送局提供事業者等が事

業継続を断念したということが、最近になって報道されております。そうなる
と、サービスの利用者側において、利便性を損なうおそれが生じたり、またサ
ービスの供給者側においても、既にこのために整備した基地局等の投資が一部
無駄になったり、さらに総務省においても、このために割り当てた周波数帯域
の利用を今後どうするのかといった問題が、これからいろいろ出てくると予想
されるのですけれども、今回審議がなされておりますV-L o wにおいても、
今般のV-H i g hのような経験を踏まえて、事業の安定継続性についてどの
ように見ていかれるおつもりなのか。資料によると、一応見通しでは、黒字化
するという計画ですけれども、この見込み通りに、事業がゴーイングコンサー
ンとして安定的に継続していくかどうかについて、継続的なフォローアップを
総務省としてどのようにチェックされていくおつもりなのか。もちろん、この
計画通りに順調に事業が進んでいただければ、それはたいへん結構なこと
ですけれども、もし万が一うまくいかなかった場合のことも一方では頭の片隅
に置きつつ、そのあたりも踏まえて、放送法関係審査基準等による審査が必要
なのではないかという気がしたのですけれども、そのあたりはいかがでしょう
か。

○藤野地上放送課長 どうしても収支計画というのは事前の予想とその後の展
開というのが必ずしも同じでない場合は確かにあると思いますけれども、V-
H i g hのサービスの場合と今回のV-L o wのサービスの場合では、事業計
画を見る限り、ビジネスモデルは違うものになってございます。V-H i g h
は基本は有料サービスということで、どのように加入者を獲得していくかとい
うふうなモデルであるわけですが、今回、中日本マルチメディア放送
株式会社をはじめとしたV-L o wの会社というのは広告放送をモデルとして
おりまして、自前でも番組を調達できますけれども、コンテンツサービスをや
る会社が番組枠を買い取ってやるといったもので、かなりビジネスモデルは違

うものでございます。そういった形でそれぞれの事業者の事業計画がどういふふうになるかというのを審査しているわけございまして、一応そういう見通しだということですが、確かにそのとおりにいかない部分ということも出てくるかもしれないと思いますが、そういったビジネスモデルの違いなどを勘案しながら、こちらとしてもいろいろお話を伺って、こういった審査をさせていただいたということでございます。

○林委員 将来、都度都度に、当初はこれでオーケーだと。その後事業が展開していくにつれて変わってくる場合もあるだろうと。その場合に都度都度に当局としてモニターというか。

○藤野地上放送課長 インフラの事業者のほうで、今回の事業者ではなくて、株式会社VIPですけれども、こちらで特定基地局の開設計画といたしまして、どのようにエリア展開していくかについて計画を定めています。その際の収支の状況なんかも含めてなんですけれども、5年間ウォッチしていくことになっておりますので、その都度、この計画との乖離というのが生じた場合には、そういった事情なんかもお伺いしていこうと思っております。

○林委員 どうもありがとうございました。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○吉田代理 今回の審査結果につきましては、異論はございません。ただ、以前から気になっておりますのが、準備された3つの3セグメントのうち6セグメントが認定されている点です。これはルールで6セグメント以内という制約があったと理解しているのですが。

○藤野地上放送課長 1社当たりということですね。

○吉田代理 1社当たりですね。結果として3セグメント余っている。ほかの地域でも全て同じ状況で、6セグメントずつ認定されて、3セグメントがずっと余ったままになっていますね。この余った3セグメントにつきましては、速や

かにそこを使ってサービスをやるという業者があらわれることが非常に望ましく、空いたままずっと置いておくというのは非常にもったいないと思います。その有効活用を図る見通しというか、何かお考えはあるのでしょうか。

○藤野地上放送課長 おっしゃるとおりでございます。今回、放送事業者を募集するに当たって、手を挙げてこられたのが各ブロックこれまで1社ずつでございました。最大の6セグメントで申請があったということでございますけれども、さらに残った3セグメントがあるわけでございますので、機会を見て、また募集をする等によって有効活用を図っていきたいと思っております。

○吉田代理 貴重な電波ですので、ぜひ何とか有効活用を図っていただけるようによろしく願いいたします。

○前田会長 ほかにございせんか。

特になければ、諮問第10号につきまして、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行ってはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続の上、事務局から総務大臣宛て提出してください。

(4) 認定放送持株会社の認定について (諮問第11号)

○前田会長 それでは、次に諮問第11号、認定放送持株会社の認定につきまして、藤野地上放送課長から説明をお願いいたします。

○藤野地上放送課長 続けて、藤野でございます。よろしく願いいたします。

諮問第11号の説明資料ということで、こちらも参考資料のパワーポイントの資料のほうをご覧いただいて、ご説明させていただきたいと思っております。

まず最初にパワーポイントの6ページ目のほうからご覧いただければと思います。そもそも認定放送持株会社制度というのはどういったものなのかといったところからご説明させていただきたいと思います。認定放送持株会社制度は、各放送事業者等によって経営の効率化、あるいは資金調達の容易化等のメリットを有するようなグループ経営を行う選択肢を設けようということで平成19年の放送法改正で導入された制度でございます。こちらにつきまして、2番に制度概要とございますけれども、1以上の地上系の基幹放送事業者を子会社とし、2以上の基幹放送事業者を関係会社とする会社について認定を受けた場合いろいろな法的効果があるという制度になってございます。

こちらの「子会社」、あるいは「関係会社」については、放送法上定義を行っております。ここで言う「子会社」というのは基本的には会社法と同じですけれども、議決権が実質的に100分の50超であるもの、これを「子会社」と言っております。「関係会社」の定義は、放送法のオリジナルですけれども、認定持株会社の場合は議決権が実質的に10分の1超というものを「関係会社」と呼ぶというふうになってございます。

次のページ、7ページ目でございます。こういったものを子会社、あるいは関係会社として持つ会社が認定を受けるとどういった法的効果があるかというものを整理してございます。基本的に3つございます。①のマスメディア集中排除原則の緩和というところをご覧いただきたいと思いますが、認定を受けない場合、放送事業者について支配関係を持つという場合にはテレビ1局、あるいはラジオ4局以下であるというのが通常の原則でございます。これに対しまして、認定を受けた場合は同一の放送対象地域ではテレビ1局、ラジオ4局までですけれども、放送対象地域の数の合計が12以下であれば関係会社としてもっと持つことができるというふうな制度の枠組みになってございます。

②でございます。そういった会社を傘下に置く持株会社について外資規制を

持株会社自身に直接適用するというふうな効果がございます。直接適用になりますので、持株会社について、外国人等による議決権が5分の1以上の保有というのが制限されるというふうになってございます。

効果の3つ目が③、認定放送持株会社への議決権保有の制限ということでございまして、ある一の方、ある方がこの持株会社の議決権を持とうという場合には、原則として3分の1以下までに制限されるという効果がございます。

これまでに認定を受けた会社について8ページにご紹介してございます。平成19年の放送法改正を受けて制度化され、最初に認定を受けたのがフジテレビのグループで、フジ・メディア・ホールディングスという持株会社のもとに関係の会社の子会社になるという形をとりました。これは平成20年のことでございました。これに続きまして、キー局系の会社が全部で5つありますが、これがテレビ朝日に至るまで、全てこの体制になりました。それから、キー局系以外では中部日本放送、この図の一番右側でございすけれども、平成26年4月の認定ということでございすけれども、もともとテレビとラジオ兼営の会社だったのですが、テレビとラジオを分けまして、持株の下に各々を子会社として傘下に置くという体制に変わったものでございました。今回は、これに続く7件目ということで申請があったものでございます。

戻っていただきまして、表紙をめくって1ページ目をご覧いただきたいと思っております。今回申請がございましたのは九州のRKB毎日放送でございす。RKBという名称はラジオ九州というところから来ているのですが、福岡の会社で、TBS系列の会社でございす。現状と、今回の認定を受けるとどういふふうになるのかということに対比した形で1ページに書いてございす。左からご覧いただきますと、現在、「RKB毎日放送」というのがあるわけですが、既に持株会社体制に移行することを見越して途中まで再編してございす。現在放送会社として「RKB毎日放送」をやっているのですけれども、

自らが議決権を100%保有した形で準備会社を作っております。図の真ん中にご覧いただけます「RKB毎日分割準備株式会社」というところで、今般、放送持株会社の認定を受ければ、この準備会社に放送事業を譲渡して、免許も承継させるということになってございます。自らは商号を変えて、持株会社に移行するという事です。

それから、この北部九州のエリアで、長崎県諫早市のコミュニティ放送で、エフエム諫早という会社がございます。これに対しても昨年9月に12.6%議決権を保有しております。認定を受けた後にはこの社を持株会社の下の関係会社として傘下に置く体制に移行しようというものでございます。

2ページ目をご覧いただきたいと思います。今般申請があったのがRKB毎日放送で、この社が持株会社に移行するわけですが、申請の概要を書いてございます。図の真ん中のほう、この会社の子会社となることを想定している基幹放送事業者が、新しく分割して作った会社で、放送事業等を譲渡する相手先の新・RKB毎日放送株式会社ということになります。それから、その下に関係会社と書いてありますが、これが、コミュニティ放送のエフエム諫早でございます。それから、放送事業者以外で子会社になる会社がございます。その下の欄でございますが、RKB興発等、3社が挙がっております。

これについてどのように審査するかということでございますけれども、3ページ目をご覧いただきたいと思います。形式的要件、それから、欠格条項を含めて、5項目ございます。順次ご説明させていただきたいと思います。

まず最初、申請対象会社、この場合は持株会社に移行するRKB毎日のことですが、これが株式会社であること。これは形式的要件で、満たしているところでございます。

2つ目、持株会社自身は基幹放送事業者でないということでございます。

3番目、持株会社の総資産に占める放送関連の資産が50%を超えることと

いう要件がございます。これは具体的には、新しいRKB毎日と子会社に準ずる形で関連会社という定義があるのですが、これは議決権100分の20以上、100分の50以下のものを言いますが、そういったもの等を合わせ、放送関連の資産が半分を超えているかというものでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。具体的にどういったものが分子に当たるかですね。上側に書いています。左からご覧いただきますと、まず子会社としての基幹放送事業者であるRKB毎日放送の株式の取得価格。②ですけれども、様々な放送関係の業務を行う子会社、それから関連会社です。子会社は上の3つでございまして、関連会社は一番下の九州東通という番組制作の会社です。これを全部合わせた株式の取得価格。それから③になりますけれども、放送関係の業務を行うもろもろの固定資産ですね。それから、子会社への貸付金、あるいは放送業務にかかわる流動資産、収入、配当金などですね。そういったものが分子になります。分母が一番下のほうでございまして、この持株会社自体が持つ総資産の合計額から子会社や関連会社に係る投資等を差し引いた額ですね。これを計算いたしますと「59.15%」になるということで、要件を満たしているということでございます。

3ページに戻っていただきたいと思います。審査の項目の4番目でございます。経理的基礎、収支の見込みがちゃんとあるかということでございます。

続いて5ページ目をご覧いただきたいと思います。こちら収支の見積もりを連結ベースで掲げてございます。収益、費用とも、ずっと黒字で推移しますということですが、中身をご覧いただきますと、連結ベースですので、グループ内の取引は相殺されてしまうので、営業収益の合計と数字は合いませんが、括弧の形で、このグループの中の各社の収益の内訳を掲げてございます。新たな持株会社自体は土地や建物の資産を持っており、賃貸収入が入ります。それから、子会社への経営指導料というのが入るわけですね。子会社で最も大きい

はRKB毎日放送で、広告放送をやっていますので、広告収入等が入りますということになってございます。それから、関連の子会社としてBCCというシステム開発の会社もございますけれども、そういった金額がここに立っているということで、ここから営業収益が立つということでございます。

費用について下のほうにございますけれども、こちらはいろいろな減価償却や人件費等が立って、こういうふうになるということで、こちらも収支の見込みは良好と言えるのではないかとということでございます。

3ページに戻っていただきたいと思います。あとは5番の欠格事由でございます。外資規制に抵触しない。あるいは電波法や放送法の処罰歴がないということで、欠格事由に該当しないということでございますので、これら項目を満たす申請者について、認定を行うこととしたいということで今回お諮りしているものでございます。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。

○石黒委員 すみません。1つ教えてください。中身の話ではなくて、手続の話ですけれども、申請自体が今年2月26日、つい最近ですけれども、申請があってから標準処理時間みたいなのがある関係でこんなぎりぎりに持ってくるのですか。

○藤野地上放送課長 申請の内容としては、この会社は昨年9月から会社を分割したり、あるいはエフエム諫早に議決権を持つとかというふうな準備を進めておきまして、組織再編の方法としてもあまり複雑ではございませんでしたし、経理的な審査事項においても、経営的にはよく回っている会社ですので、あまり審査が難しくなかったというのが事由でございます。標準処理期間については調べてお答えしたいと思いますけれども。

○石黒委員 事実上は正式な申請は2月26日ですけれど、去年からずっと相談に来ていて……。

○藤野地上放送課長 それはございます。

○石黒委員 いろいろな資料をその都度出してもらって、こうなっている、ああなっていると、説明を受けて、全部大丈夫そうなので、この日に出しましょう、そういうことですか。

○藤野地上放送課長 あまり事細かに審査したということではないですけれども、いろいろな準備状況などについてはお話を伺っていたのですが、特に問題としてひっかかるようなところはないまま来ていますので、審査としてもそんなに時間がかかることがなかったということです。

○石黒委員 過去においては1カ月で結論が出るものばかりではなくて。

○藤野地上放送課長 はい、そういうものばかりではないかもしれません。

○石黒委員 いろいろなんですか。

○藤野地上放送課長 と思いますけれども、この会社については、審査上いちばん大きいのは経理上のところですが、これについてはこれまでも問題なく推移してきているという実績と、組織再編後においても、体制は放送事業を行う会社を持株会社の子会社として分けているという以外はエフエム諫早への出資だけです。今後もほかの会社に出資する、あるいは子会社や関係会社にするということはあるかもしれませんが、シンプルな体制でまず進めるということで、今般の認定の審査事項としてはあまり難しくなかったという感じはしております。

○石黒委員 分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにいかがですか。

○林委員 これも教えていただきたいことですが、審査結果で満たすとされた、放送法159条2項3号の資産要件ですが、これは申請時だけに満た

しておけば良い申請時要件なのか、それとも維持要件なのか、その点はどうですか。

○藤野地上放送課長 今回の要件としては「常時」となっているので維持していただくということになってございますが、最初の申請時に審査した後は、変更があった場合報告いただくしかないのです、その中で維持してくださいという仕組みになってございます。制度としては維持規制ということでございます。

○林委員 ありがとうございます。

○前田会長 いかがでしょうか。

特にないようでしたら、あまり異議のあるところでもなさそうなところもありまして、本件、第11号につきましては、諮問のとおり認定することは適当である旨の答申を行ってはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、特になければ、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は、平成28年4月13日水曜日15時から予定していますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。